



第21号  
 発行日：平成23年2月10日発行  
 和光市越後山土地区画整理組合  
 住 所：和光市南1-20-34  
 T E L：048-462-2611  
 F A X：048-450-1545  
 URL：<http://www.w-echigoyama.jp/>

## 市長が新年の挨拶に見えました！！

去る1月27日、松本市長が組合事務所へ新年の挨拶に来られました。昨年までは正副理事長が組合を代表して新年の挨拶に伺っていましたが、今年は市長が市内4つの区画整理組合事務所をあいさつのため訪問されました。

松本市長より、『区画整理事業は未来への投資であり、積極的に支援するが、組合においては、事業を大きく進捗させることで、投資に対する市民の理解を得られるように頑張ってください』と激励のお言葉を頂きました。

それに答えるように、神杉理事長より『当組合は他の3組合と違い、業務代行方式を取り入れていることから、業務代行者の知恵と、何より資金面での協力を仰ぎながら事業完了に向け、邁進いたします』との、決意が述べられました。



## 事業計画の変更について！！

組合では、事業計画の第二回変更を行なうために、埼玉県及び和光市と協議を行なっています。その主な内容は、国の補助金『社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）』の追加による資金計画の見直し、過年度の施行実績と残施行量及び残期間を考慮した施行期間の延伸です。

今後、埼玉県及び和光市と協議が整い次第、総代会の議決を経て変更の手続きに入ります。

変更の主な内容は下記の通りです。



|         | 変 更 前                     | 変 更 後                             | 備 考                     |
|---------|---------------------------|-----------------------------------|-------------------------|
| 資 金 計 画 | 4,264,000 千円              | <b>4,754,000 千円</b>               | 490,000 千円増<br>(交付金の追加) |
| 施 行 期 間 | 平成17年8月26日<br>～平成24年3月31日 | 平成17年8月26日<br>～ <b>平成29年3月31日</b> | 5年間の延伸                  |

## 使用収益の開始について！！

平成20年1月19日付け、越土区組第375号により仮換地指定を行ない、3年が経過しました。この間、一部の道路工事（上下水道含）が完了しました。それに伴い、仮換地指定通知書に“使用収益の開始日は別に通知する”と記載されている土地について、使用収益を順次開始いたします。完成した道路沿いに土地を所有している方には、通知が届くと思いますのでご確認下さい。

皆様の換地が一日も早く使用収益を開始するには、道路が完成することが必要です。ご理解とご協力をお願いいたします。



## 防災訓練をおこないます！！



越後山自治会、緑自治会、まちの管理運営検討委員会の主催で防災訓練を下記の日程で行ないます。地域住民の防災意識の向上と、地域コミュニティーの活性化を図り、“いざ！”という時にご近所が助け合い、あわてずに対応できるように企画しました。

初期消火訓練や、炊き出し訓練、煙体験などを予定しています。多くの方のご参加をお待ちしています。

開催日時：平成23年3月13日（日曜日）10：00～（予定）

開催場所：越後山庭球場跡地（雨天の場合は越後山集会所）

### 編集後記

暦の上では、立春を過ぎましたが、今年は例年になく寒い日が続いています。農家を営んでいる方は、夏の猛暑に続き、ご苦労なさっていることと思います。ニュースによると、インフルエンザも流行のピークを迎えているとの事、皆様におかれましても、体調には十分お気をつけ下さい。

又、空気の乾燥した状態が続いていますので、火の元にもお気をつけ下さい。



### 組合からのお願い

#### ●土地や建物の権利変動等については組合へお知らせ下さい。

組合では、土地や建物の権利関係の最新情報を、常に把握しておく必要があります。相続や、土地・建物の売買等で、権利を変動する予定や、変動が生じた場合は組合へお知らせ下さい。

#### ●区画整理事業地内は、土地区画整理法第76条の規制区域となっています。

建物の新築、増改築や土地の形質変更等は知事の許可が必要となり、組合へ届け出なければなりません。建物の新築や増改築をお考えの方は組合までご連絡・ご相談下さい。

#### ●区画整理事業地内は、地区計画が定められています。

地区計画の定められた区域内では、建物の新築・増改築だけでなく、色の塗り替えや門扉・さくを作る場合なども地区計画の届出が必要になります。詳細につきましては市役所2階の都市整備課計画担当（TEL048-424-9145）にご相談ください。